

## 空き地の雑草は定期的に除去を

空き地に雑草が茂っている  
と、周囲の景観を損なう上、  
やぶ蚊やハエなどの害虫の発  
生源になったり、ごみの不法  
投棄を招いたりして、周辺に  
住んでいる皆さんに迷惑が掛  
かります。

また、歩道や車道に雑草が  
はみ出すと、人や自転車、車  
の通行の妨げとなり危険です。  
これから夏にかけて、雑草  
が伸びやすくなるので、空き

## 草刈機等の無料貸し出し

市では、市内における区・  
自治会、NPO法人等が行うボ  
ランティア清掃に対し、無料  
で草刈機・噴霧器を貸し出し  
ます。1回の申請で2台まで  
貸し出しを行います。

申請状況により、貸し出し  
希望に添えないこともありま  
すのでご了承ください。また、  
燃料費、運搬費その他の費用  
は借受人の負担となります。



詳細は問い合わせください。  
☎0475(70)0386

## びん等のポイ捨てをやめましょう

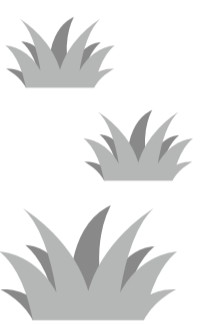
空き缶やペットボトルなど  
の飲料容器や、食べ物などの  
空き容器。「私だけならば」と  
ポイ捨てしていませんか。  
ごみは環境を損ねるだけで  
なく、河川や水路が詰まり、  
周囲の方に迷惑を掛けること

となります。  
身近なマナーを守ることは  
私たちの暮らしを守ることに  
つながります。環境美化への  
ご協力をお願いします。  
☎0475(70)0386

## スプレー缶の排出

使用済みのスプレー缶を  
ごみとして出す際は、必ず中  
身を切り、風通しがよく火の  
気の通らない所で穴を開け、  
中のガスを抜いてください。

☎0475(70)0386



## 生ごみの水切りにご協力ください！

地を所有・管理されている方  
は、定期的に草刈りなどを行  
いましょう。

☎0475(70)0386

夏場は生ごみが腐敗しやす  
く、悪臭が発生しやすい時期  
です。

生ごみの約80%は水分のた  
りしてからの出しましよう。

減量や処理費の削減にもつ  
ながります。  
生ごみは、水切りをしつ  
かりしてから出しましよう。

## 雑草や落ち葉等の処分

雑草や落ち葉、小枝は  
可燃ごみとして市で収集  
を行っていますが、土砂  
を払わずに収集に出されて  
いる例が多くなっています。

土砂の混ざった雑草等  
がそのまま処理された場  
合、ごみ処理費に余分な  
予算が使われることにつ  
ながります。

雑草や落ち葉、小枝を  
収集に出す際は、土砂を  
しっかりと払い落とし、十  
分に乾燥させてから指定  
袋に入れてください。

☎0475(70)0386

## 野焼きをしてはいけません

「近所でごみを燃やしてい  
て、煙が目やのどが痛い」、「洗  
濯物が干せない」等の苦情が  
寄せられています。

適切な焼却設備を用いず  
にごみを燃やすことは法律で禁  
止されています。  
ドラム缶を用いて燃やした

芝焼き、おたき上げ、軽微  
なたき火、農林漁業等の運営  
上やむを得ない場合など、例  
外的に野焼きが認められる場  
合であっても、発生する煙、

灰等が悪臭や大気汚染(PM  
2.5など)の原因となるため、  
他人の迷惑にならないよう  
にしなければなりません。  
野焼きを原因とした火災や  
苦情が多く発生しています。  
良好な生活環境を維持するた  
めに、廃棄物は適切に処理し、  
野焼きは行わないようにしま  
しよう。

☎0475(70)0386

## 光化学スモッグ注意報等の発令とPM2.5高濃度時の注意喚起

県では、光化学スモッグや  
PM2.5の発生に伴う健康  
被害を防止するため、オキシ  
ダント濃度やPM2.5濃度  
が高濃度となった場合に、大  
気汚染緊急時対策を実施して  
います。

注意喚起があった場合は、防  
災行政無線でお知らせしま  
すので、①外出を控える、②窓  
を閉めて外気を入れない、③  
屋外での激しい運動は避ける  
などを心掛けてください。

☎043(223)0551

## リサイクル石けんの販売

食用油再生処理事業による「リサイク  
ル石けん」を地域づくり課窓口にて販売  
しています。なお、数に限りがあります  
のでご了承ください。

種類	販売額
せっけんの街 200グラム (容器入り)	100円
せっけんの街 200グラム (詰め替え用)	100円
固形石けん 250グラム (うてなちゃん)	200円

☎0475(70)0386

## 特定外来生物オオキンケイギクの繁殖を防ぎましよう

5～7月頃にかけて、黄色の花をつけるオオキ  
ンケイギクは、国の「特定外来生物」に指定され、  
家庭での栽培などが禁止されています。

繁殖力が強く、ほかの植物の生育に大きな影響  
を与えるため、自宅周辺などで見付けた場合は、  
駆除するようお願いします。

駆除の際は、根元から抜き取りビニール袋など  
に入れ、数日間天日にさらすなどして枯死するまで放  
置した後、可燃ごみとして出してください。

☎0475(70)0386



## 農作物の病害虫のまん延防止にご協力を

沖縄県、奄美群島、トカラ  
列島、小笠原諸島にはサツマ  
イモなどに被害を与える害虫  
が、また、沖縄県、徳之島、  
沖永良部島、与論島にはカン  
キツ類などに被害を与える病  
気が発生しています。

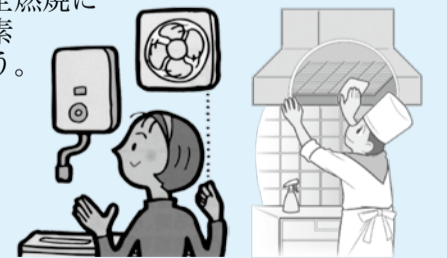
農林水産省植物防疫所では、  
これらの病害虫やその植物等  
が持ち出されないように、ま  
た、病害虫が発生していない

地域に持ち込まれることな  
いように、空港や港の植物検  
疫カウンターで取り締まりを  
行っています。  
病害虫のまん延防止にご協  
力をお願いします。  
☎043(242)8401

## 市営ガスをご使用の皆様へ

ガス器具を屋内で使用するとき、換気が不十分な状態で使  
用すると、不完全燃焼による一酸化炭素中毒を起こす恐れが  
あります。夏季は冷房を運転することが多いですが、冷房効  
率が低下するとの理由から換気設備を停止することは大変危  
険です。事故を防止するため、以下の点にご注意ください。

- ・ガスを使用するときは、必ず換気をしましょう。
- ・ガス器具や換気設備の取扱説明書をよく読み、正しく安全な使用と日常管理をしましょう。
- ・業務用を使用するガス機器や換気設備は、日常管理のほかにもメーカーなどの専門家による定期的なメンテナンスを受けましょう。
- ・万一のガス漏れや不完全燃焼に備え、ガス・一酸化炭素警報器を設置しましょう。



ガス臭や警報器の作動など、異常を感じたら直ちにガスの  
使用を中止し、ガス事業課までご連絡ください。

☎0475(72)1131

市営ガスは、家計にも環境にもやさしい県産天然ガスを  
供給しています(供給しているガス種は12Aです)。